

ウソの乗車地「祇園と職場近い」

タクシー券不正で京都市教委幹部

京都市教委のタクシーチケット不正使用問題で、市教委幹部2人が読売新聞の取材に対し、チケットの使用報告書を虚偽記載する手口などを明らかにした。「市役所とワンメーターしか離れていないので、祇園から乗車しても市役所と書いていた」と証言、虚偽報告と不正使用が常態化していた実態が浮き彫りとなった。市は処分を検討する。また、市民団体のメンバーら6人が6日、門川大作市長を相手取り、市長自身や幹部計10人に不正使用分約90万円を市に返還させるよう求める住民訴訟を京都地裁に起こした。

市民団体 90万円返還求め提訴

証言によると、タクシーの乗車場所が実際には「祇園」や「四条花見小路」だったのに、使用報告書では「市役所」と虚偽記載し、業務内容については「教育再生会議準備」「教員採用業務等」などとしていた。監査などで計約40件、約25万円分が不正と指摘された幹部は「午後11時ごろまで報告書に記した内容で市役所で仕事をしており、その後、部下と食事に行ったので、(タクシーを利用して)もいいだろうと思った。実際に祇園で議会関係者と情報交換するなどの仕事をしていたこともある」と弁明した。

報告書を管理する立場だった別の幹部職員は「終電ぎりぎりには帰るのはしんどいので、午後11時ごろでもタクシー使用を認めていた。乗車地は本人に確認はしなかった」とチェック体制の甘さを認め、「市民の目線でおかしいのなら改めないといけない」とした。市職員のタクシー利用額は年間約1億7900万円。原告の一人の北上田毅さん(62)は「公金を使っている意識がない。組織的で、悪質」と話している。

90万円返還求め提訴

京都市教委 京都タクシ

市民団体「不正もつと多い」

京都市教育委員会の「い」として、前教育長宅に利用したケースの門川大作市長や当時の市教委幹部ら計十一人の市教委が不正使用と認め、教育企画市監査委員が不正使用と認定して返還を勧告を起こした。市監査委員は十月、市民団体は、この勧告以外にも公共交通機関が利用できる時間での不正使用はもっと多

の使用や乗車地の虚偽記載などにより「さらには百九十一件の不正使用がある」と主張する。原告に加わる「心の教育」はいらない「市民会議」のメンバーは「公金をポケットマネーのごとく使う市教委の体質をただしたい」としている。市教委は「訴状を確認し、対応を検討したい」としている。

京都市教委タクシー券訴訟

原告側「不正はまだある」

京都市教委幹部らによるタクシーチケットの不正使用問題は6日、住民団体がさらに約90万円の返還を求める訴訟を起し、法廷へと舞台を移した。監査結果では「基準内」とされたものでもチケット記載の乗車地が実際と異なるものなどがあり、原告側は「監査は限定的」と主張。一方、市教委は「自主調査を進めているのに」と困惑の色を浮かべている。

「あたかも自分らのポケットマネーであるかのようない使い方だ」。同日、京都地裁で会見した原告の市民団体メンバーは厳しく指摘した。市監査委員は10月、市教委幹部ら8人の深夜帰



提訴後、記者会見する原告の市民団体メンバー—京都地裁

宅名目のチケット使用について、約50万円分を「基準外」と指摘。原告側は「監査結果は画期的」と評価しているが、「不正はまだある」と追及の手を緩めていない。

また原告側は「組織ぐるみの不正」と強調する。局長級幹部から係長級職員まで8人に不正使用があったことに加え、昨年12月まで約7年間、門川大作市長が市教委トップの教育長を務めていたためだ。メンバーの1人は「以前から中心にいた門川市長の責任は極めて大きい」と話す。

一方、市教委は「監査結果に照らして厳格に返還手続きと再調査を進めてい

る」と強調。職員の中には「再調査に従って返還する準備も整っている。調査結果を待たずに別の基準で提訴されても、どう対応していいのかわからない」と困惑する一方、「時間外勤務手当に反映されなくても、深夜まで働いている実態があるのに」と話した。

京都市長らに返還請求

タクシー券不正 勧告外の90万円 オンプズ提訴

08.11.7 京都市教委幹部らによるタクシーチケットの不正使用問題で、市民団体「京都・市民・オンプズパースン委員会」のメンバーら6人が6日、「市監査委員が返還勧告した以外にも不正使用がある」として市を相手取り、幹部9人に使用したチケット191件90万円分の返還を請求するよう求める訴訟を京都地裁に起こした。07年12月まで教育長だった門川大作市長個人にも監督責任として61万円を返還請求するよう求めている。

訴訟によると、市教委幹部らが07年度に使用したチケット522件のうち、終電前なのに使用したケースなど117件について監査委員は返還勧告した。原告らは、今回返還を訴えたうち94件は、タクシー会社の運行記録では祇園などの歓楽街で乗車したのにチケットでは「市役所」と偽っているとしている。市教委は「(監査委員から実施を求められた)再調査分のチケットと重複が多いと思われるが、訴状を見て対応を検討したい」と口

京都市教委タクシー券不正

90万円返還求め提訴

市民ら6人

京都市教委で昨年度に約50万円分のタクシーチケットの不正使用があったと市監査委員に指摘された問題で、「京都・市民・オンプズパースン委員会」などの6人が、指摘された以外の約90万円分も不正だと主張。6日、門川大作市長を相手に、当時教育長だった門川氏と職員ら10人に同額を返還させるよう求める住民訴訟を京都地裁に起こした。

訴訟によると、市監査委員は対象となったタクシー帰宅522件のうち117件を不正使用と認定し、該当する職員に返還させるよう、市長に

勧告した。しかし、これ以外にも公共交通機関が利用できる時間なのにタクシーで帰宅しているほか、運行記録では祇園や上七軒から乗ったときられているのに、職員が「市役所から」とチケットに記載しているなどの事例が191件見つかった。

監査結果は「公務でないという証拠がない」として不正と認定しなかったが、訴えは「虚偽記載していることから不正使用は明らか」と指摘している。

市教委の稲田新吾総務課長は「訴状を確認して対応を検討した」としている。